

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）運営規程

この規程は、株式会社つつじが開設するつつじ薬局山里店が行う指定居宅療養管理指導または指定介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第1条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 つつじ薬局山里店が実施する居宅療養管理指導等の従業者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等（利用者担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等）、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括セン

ターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 つづじ薬局 山里店

2 所在地 沖縄県沖縄市山里 1-1-2 302

電話 098-930-3366

FAX 098-930-3367

(従業者の職種、員数)

第4条 居宅療養管理指導等の従業者の職種及び員数は次のとおりとする。

1 従業者について

・薬剤師 1名以上

・事務員 1名以上

2 管理者について常勤の管理者を1名配置する。(兼務)

(居宅療養管理指導等の種類)

第5条 薬剤師による居宅療養管理指導等とする。

(居宅療養管理指導等の内容)

第6条 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師の場合は医師又は歯科医師の指示に
もとづく薬学的管理指導計画）にもとづき、利用者の心身機能の維持回復を
図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供す
る。

- 2 提供したサービスの内容については居宅介護支援事業者等へ情報提供を行う。
- 3 利用者又は家族に対して居宅療養管理指導等の内容について、文書等にて提出
する。
- 4 医師又は歯科医師に対し、居宅療養管理指導等の訪問結果について報告し、必
要な情報提供を文書で行う。
- 5 提供した居宅療養管理指導等の内容については、記録を行い保存する。

(営業日及び営業時間)

第7条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日 午前9：00～午後6：00
- 2、土曜日 午前9：00～午後1：00
ただし、国民の祝祭日、旧暦7/15及び12月31日～1月3日を除く。
- 3 台風等の災害発生時は、臨時休業することがある。

4 連絡体制電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用料等の費用額)

第 8 条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

1 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める

額とし、居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割

又は 2 割又は 3 割の額とする。

2 居宅療養管理指導等に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収す

る。詳細については、運用に関する重要事項に記載する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明

し、支払いを受けるものとする。

(通常の実施地域)

第 9 条 沖縄市、北谷町、宜野湾市とし、その他の地域については相談に応じる。

(苦情処理)

第 10 条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合には、迅速かつ適切に対応す

るために受付窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

2 利用者または家族に対する苦情の措置の概要については重要事項に記載、説明

し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第 11 条 居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

2 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止のための措置)

第 12 条 つづじ薬局山里店は、虐待防止の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 1 つづじ薬局山里店では虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- 3 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意を予め文書により得ることとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社つつじとつつじ薬局山里店の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。
- 6 居宅療養管理指導等に要した往復の交通費は、1.5km/10円とする。

附 則

この規程は令和5年7月1日から施行する